

Ⅲ 新規就農支援事業

1 方針

農業の担い手の確保は、地域農業の発展に重要な課題であり、担い手の就農形態が新規参入、農業法人への就職等多様化し、就農相談件数も増加傾向にあることから、就農希望者等への就農支援体制の強化が求められています。

このため、当社は、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」第5条に基づき熊本県知事から指定された青年農業者等育成センターとして、新たに就農しようとする青年等に対し、①就農支援資金の貸付け、②農業の技術、経営など情報の提供、相談、③無料の職業紹介、④その他青年農業者の育成を図るために必要な支援等に取り組みます。

取組みに当たっては、熊本県農業会議と一体となって設立した「熊本県新規就農支援センター」を農地と人などの情報の一元的な窓口として活動し、県補助事業及び農業後継者育成基金の運用益により支援事業を実施します。

また、助成事業では、農業後継者の組織活動、海外派遣研修、高校生やジュニアの農業学習促進のための活動等に対して、運用益により助成を行います。

これらの事業の推進については、県、市町村、JA等の関係機関と連携を取りながら効率的、効果的に行います。

2 事業内容

(1) 新規就農支援センター事業

ア 就農相談活動

- | | |
|------------------------|----|
| (ア) 就農相談員の設置 | 3人 |
| (イ) 就農相談会の開催、参加 | |
| 県内（熊本市など） | 2回 |
| 県外（東京、大阪など） | 7回 |
| (ロ) 無料職業紹介業務の推進 | 年間 |
| (ハ) 新規就農支援の情報収集・提供 | |
| 新規就農支援機関情報交換会議等 | 3回 |
| 熊本県新規就農支援ウェブサイト掲載等情報整備 | |
| 教育機関への就農促進情報提供 | |
| (ニ) 親元就農等、Uターン者への就農相談 | |

イ 新規就農者育成支援活動

- | | |
|---------------------|-----|
| (ア) 地域就農支援アドバイザーの設置 | 11人 |
| 地域での就農相談等の支援活動 | |
| (イ) 就農相談後のフォロー・巡回 | 年間 |
| (ロ) 認定研修機関との連携活動 | |

研修機関との連携会議、広域研修機関受入れ農家の研修会 2回
ウ 就農促進のための調査・研修等の活動

(2) 新規就農支援資金貸付事業

ア 新規就農支援資金の貸付業務

新規就農支援資金（研修資金） 年間 貸付予定件数 6 件
貸付予定額 5,300 千円

新規就農支援資金（準備資金） 年間 貸付予定件数 1 件
貸付予定額 1,420 千円

イ 資金関連会議への出席 9 回

ウ JA 等事務委託事務推進 13 JA

エ 現地調査・訪問 年間

(3) 新規就農支援助成事業

ア 県青年農業者クラブ連絡協議会活動支援事業

イ 青年農業者海外研修支援事業

ウ 学校農業クラブ等地域課題解決活動支援事業

エ 就農準備研修機関等支援事業

オ ジュニア農業体験支援事業

カ 地域新規就農者支援組織等活動支援事業

キ 地方クラブ課題解決活動支援事業